

久留米市民流水プール

受付・監視等業務委託仕様書

平成31年2月

公益財団法人

久留米市都市公園管理センター

業務委託仕様書

1. 目 的

この仕様書は、久留米市民流水プール(以下「施設」という。)の受付・監視等業務を安全かつ円滑に遂行するため、その業務の範囲と業務要領を定めることを目的とする。

2. 業務名及び施設概要

- (1) 業務名 久留米市民流水プール受付・監視等業務委託
- (2) 業務場所 久留米市東櫛原町1667 中央公園内
- (3) 施設内容 募集要項による

3. 委託期間

委託期間は5年間とする。

平成31年6月1日から平成31年9月30日まで

平成32年6月1日から平成32年9月30日まで

平成33年6月1日から平成33年9月30日まで

平成34年6月1日から平成34年9月30日まで

平成35年6月1日から平成35年9月30日まで

ただし、公益財団法人久留米市都市公園管理センター（以下「財団」という。）は業務を継続させることが適当でないと認めるときは、その期間に関わらず取り消すことができる。

受託者は取り消されたときに生じる一切の損害賠償の請求はできないものとする。

ただし、取り消しに伴う財団の損害について、受託者に損害賠償の請求を行うことができる。

4. 営業時間

午前10時00分から午後6時00分とする。

5. 休業日

原則、営業期間中の休業はなし（地震、台風等の自然災害により財団が営業を困難と判断したときを除く。）

6. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の内容及び公共性を十分認識したうえ、施設の安全性及び維持管理を十分に達成できるように、条例および条例施行規則、契約書、仕様書、各関係法令、その他関係書類に基づき、安全かつ能率的に業務を履行しなければならない。

7. 契 約

契約は単年度で契約とする。

8. 損害賠償について

財団に施設管理者としての瑕疵があった場合は、財団が損害賠償責任を負うが、その損害が受託者に起因したものについては、受託者が財団または第三者に対してその損害賠償責任を負うことになるので、受託者の負担により損害賠償保険に加入しなければならない。本業務委託を財団と締結した受託者は、損害賠償保険の加入が確認できる書類（写し可）を提出しなければならない。

9. 施設等の補修・修繕について

施設及び設備は、正常に保持し、適正・安全な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、簡易修繕等で対応可能なものについては受託者で速やかに実施後、財団に速やかに報告するものとする。

10. 自主事業について

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、受託者の責任と費用により、自主事業を実施することができる。

11. 売店等の物品販売について

施設の目的を損なわない範囲であれば、物品の販売をすることができる。

ただし、商品・価格については事前に書面にて財団に提出するものとする。また、商品変更・価格変更についても同様とし、販売手数料については別途協議とする。

12. 業務の範囲

施設は常に清潔に保ち、かつ利用者が安全・安心・快適に利用できるよう管理し、関係法令に定める基準を満たすこと。業務内容の詳細については特記仕様書による。

また、業務のすべてを他の事業者へ委託することはできないが、部分的な業務については、専門の業者に再委託できるものとする。ただし、事前に文書により財団の承諾を受けること。

(1) 受付業務

財団が設置したプール利用券売機の管理、券もぎり、売上管理、利用集計及びプール利用案内、場内放送とする。

また、営業が終了したら当日中に、下記項目を速やかに鳥類センター窓口まで持参するものとする。

- 1) 利用料金精算後の現金
- 2) 当日の利用集計表
- 3) 当日の利用券（施設割引券等含）

(2) 監視等業務

水泳監視として、定点監視、巡回監視による利用者の安全確保、事故の防止、不審者の排除、規則違反者への指導等とする。また、濾過機及び流水起流ポンプの起動・停止及び簡易なメンテナンスを行うこと。

(3) 水質管理

- 1) 遊泳者が安全快適かつ衛生的に利用できるよう、プール水を水質基準で定める状態に維持すること。
- 2) プールの水質基準及び維持管理基準は「遊泳用プールの衛生基準について」（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）を水質基準及び維持管理基準とする。
- 3) 水質基準を維持するための薬品投入は適正に行うこと。

(4) 警備業務

施設駐車場（中央公園内）の車両及び人員誘導及び施設臨時駐車場への車両誘導を行うこと。

(5) 清掃業務

施設の美観保持及び快適な環境保全のため、随時必要な措置を行うものとする。

1.3. 個人情報の保護について

受託者は、個人情報の適正管理に関して久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）第11条の規定を準拠し、適正に維持管理を行うこと。

1.4. 業務報告

受託期間内の単年度毎に事業計画書及び事業報告書を作成し、提出すること。提出期限は財団と受託者で協議のうえ決定する。

1.5. 運営経費に関すること

(1) 管理運営に係る経費に関すること

業務の内容に変更に伴うものについては、双方協議のうえ支払う経費の額を変更する場合がある。

(2) 光熱水費等の取り扱い

光熱水費（水道使用料・下水道使用料・電気使用料）は全て財団の負担とする。

1.6. 業務従事者数と資格要件

- (1) 施設には管理責任者および衛生管理者（管理責任者の兼務可）のほか、監視員、受付員など必要な従事者を配置し、必要な管理体制を整えること。
- (2) プール内の監視は常時複数体制を維持し、利用者数等に応じ監視員を増員すること。
- (3) 営業時間内は受付および事務室にそれぞれ常時従事者を配置すること。
- (4) 従事者は統一した制服・名札等を定め、スタッフであることを明確にすること。また、勤務場所以外での制服の着用は禁止とする。

17. 業務従事者の教育・訓練

プールの管理等にあたり、救急法、消火・消防、水上安全法等必要な訓練を実施すること。

特に、排(環)水口における吸い込み事故を未然に防止するためには、安全管理に携わる全ての従事者がプールの構造を把握し、排(環)水口の蓋等が固定されていない状態などの危険性、ポンプ停止や利用者の避難誘導等の緊急時の対応方法を正しく理解していること。

教育内容は次の①～⑤の項目を必ず含むようにし、必要に応じて随時実施すること。

- ① プールの構造及び維持管理
- ② プール施設内での事故防止対策
- ③ 事故発生等緊急時の措置と救護
- ④ 緊急事態の発生を想定した実地訓練
- ⑤ 日常の業務等において従事者が経験した「ヒヤリとしたこと」、「ハッとしたこと」や「気がかりなこと」、利用者からの苦情等を題材とした事例研究

訓練内容には、飛び込み事故や溺水事故等のほか、排(環)水口における吸い込み事故を想定したものも必ず含むこと。排(環)水口の異常等を察知した監視員等から他の従事者への連絡方法の検討、異常等の察知からポンプの非常停止までの手順及び所要時間の計測等を行い、かかる事態が実際に起こった場合に、可能な限り迅速に適切な対応ができるように訓練しておくこと。

また、警備業法に基づく新任教育研修等に関し、就業前に十分に教育・訓練を実施したうえでなければ就業させてはならない。

18. 管理責任者の選任

受託者は、委託契約締結後ただちに管理責任者を選任し、必要書類とともに財団に届け出なければならない。

管理責任者は、プールについて管理上の権限を行使し、関与する全ての従事者に対するマネジメントを総括して、プールにおける安全で衛生的な管理および運営に当たること。

また、選任に当たっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者であって、公的な機関や公益法人等の実施する安全及び衛生に関する講習会等を受講した者とする。

19. 管理責任者の職務

管理責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 施設の効率的、効果的な管理運営を安定して行うこと。
- (2) 財団と受託者間の調整に関すること。
- (3) 現場における従業員の指揮監督に関すること。
- (4) 適切な管理・運営に資するため、従業員の技術・マナーの向上に努めること。

- (5) 事故・労働災害の防止に努めること。
- (6) 各種報告書の提出
- (7) その他指示事項に対する処置および報告等

20. 衛生管理者の選任

受託者は、委託契約締結後ただちに衛生管理者を選任し、必要書類とともに財団に届け出なければならない。（管理責任者の兼務可）

衛生管理者は、プールの衛生及び管理の実務を担当するものとし、水質に関する基本的知識、プール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理に当たること。なお、その際は、管理責任者、監視員等と協力して、プールの安全管理に当たること。

衛生管理者の選任に当たっては、プールの安全及び衛生に関する知識を持った者であって、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講したものとする。

21. 監視員の選任

受託者は、委託契約締結後、監視員を選任すること。

監視員は、プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行うこと。

選任に当たっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置すること。

また、プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護に当たることとし、救急救護に関する資格を取得した者とする。

22. 安全標準指針に則った措置の実施

プールの安全標準指針（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）に定める安全管理基準に則り、プール運営上の必要な措置を講ずること。

23. 提出書類

管理者は、委託契約締結後次の書類を提出しなければならない。

- (1) 管理責任者・衛生管理者の選任届（各講習会受講の写し等）
- (2) 業務従事者名簿（経歴、資格を含む）
- (3) 職務分担表（配置計画、シフト表）
- (4) 緊急時の体制マニュアル（緊急連絡体制表および非常時出動体制表など）
- (5) その他財団が指示する書類

24. 備品等について

- (1) 備品等が経年劣化等で本業務の用に供することができなくなった場合、財団が購入または調達を行うものとする。

- (2) 受託者の故意または過失により備品等を毀損滅失したときは、自己の費用により当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務を実施するために備品等が必要な場合は、財団と協議のうえ購入または調達することができる。

2.5. 事務室等の使用等

業務に必要な施設（事務室、休息室、更衣室、便所等）は、営業期間中無償で使用させる。ただし、損傷を与えた場合は、受託者の責任で弁償しなければならない。また、使用に当たっては、節水、節電に努めなければならない。

2.6. 委託期間の満了

- (1) 委託期間終了までに、管理物件を現状に回復し明け渡さなければならない。
- (2) 備品等については、受託者が購入または調達した備品等は、受託者の責任で撤去すること。

2.7. 協 議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、財団および受託者の双方で協議を行い決定するものとする。